

平成 23 年 12 月 7 日  
事務局長決裁

## 一般廃棄物処理施設の維持管理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 9 条の 3 第 5 項による維持管理に関する計画、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 4 条の 5 による一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準により、那覇市・南風原町環境施設組合の一般廃棄物処理施設の維持管理は以下のように計画します。

1. 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように焼却処理します。
2. ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時ごみを均一に混合します。
3. 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、ごみ供給装置により定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入します。
4. 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏 800 度以上に保つようにします。
5. 焼却灰の熱しゃく減量が 3 % 以下になるように焼却します。
6. 運転を開始する場合には、助燃装置により炉温を速やかに上昇させます。
7. 運転を停止する場合には、助燃装置により炉温を高温に保ち、炉内に残留するごみを燃焼し尽くします。
8. 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
9. ガス冷却設備により集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏 200 度以下に冷却します。
10. 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
11. 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんは除去します。
12. 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が 100 ppm（酸素 12% 換算）以下となるようにごみを焼却します。
13. 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録します。
14. 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が 0.1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N 以下になるようにごみを焼却します。
15. 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又は濃度（ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素）を六月に一回以上測定し、かつ、記録します。
16. 煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。
17. ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留します。なお、灰溶融炉を用いて溶融処理したときは、スラグ貯留槽等に貯留します。
18. ばいじん又は焼却灰を溶融処理するときは、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼

却灰の温度をその融点以上に保ちます。

- 19．ばいじんの薬剤処理及びセメント固化処理を行う場合には、混練装置によりばいじんと薬剤、セメント及び水を均一に混合します。
- 20．火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えます。
- 21．ばいじん及び焼却灰を処理する処理施設にあつては、16、19の規定に従います。
- 22．破砕施設にあつては、破砕に適さないものが含まれていないことを常時監視するとともに破砕によって生ずる粉じんが周囲に飛散することを防止するために必要な措置を講じます。
- 23．選別施設にあつては、選別によって生ずる粉じんが周囲に飛散することを防止するために必要な措置を講じます。
- 24．ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講じます。
- 25．蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔の保持に努めます。
- 26．著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講じます。
- 27．施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないようにします。
- 28．施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行います。
- 29．施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、三年間保存します。